

令和3年度 第1回恵那市廃棄物減量等推進審議会

令和3年4月26日(月)
午後1時30分～
恵那市役所4A会議室

1. 委嘱書の交付
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 会長・副会長あいさつ
6. 報告
 - ・地域資源回収拠点について 概要と経過報告
7. 諮問
8. 議事
 - 議題1 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正
 - 議題2 し尿処理手数料の口座振替について
9. その他
10. 閉会

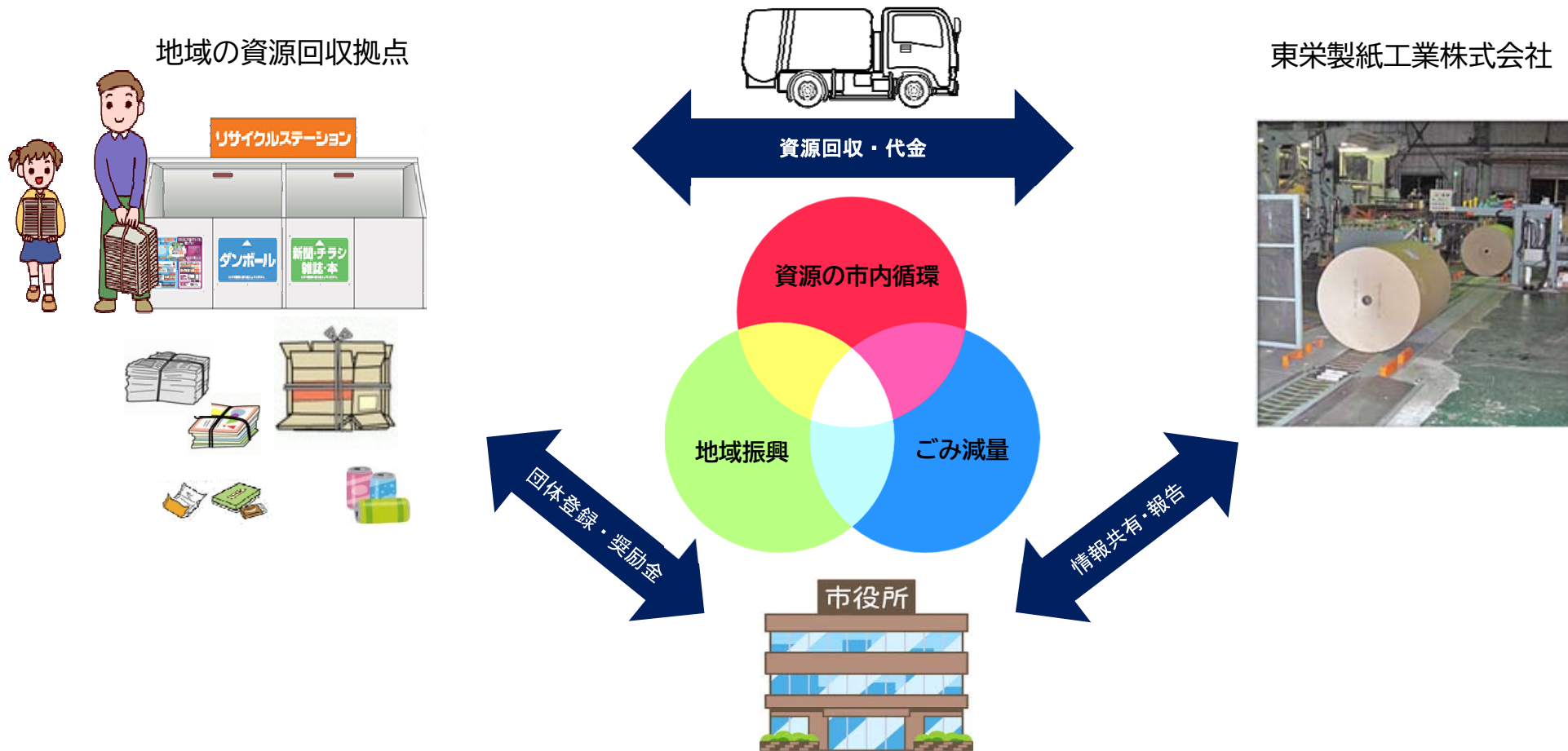
令和3年度 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

番号	区分		氏名
1	市民代表	大井町	吉田 純一
2		長島町	井上 源二
3		東野	岡本 光美
4		三郷町	足立 直揮
5		武並町	瀨瀨 鍊一
6		笠置町	中谷 潔
7		中野方町	柘植 円
8		飯地町	山口 栄一
9		岩村町	服部 誠
10		山岡町	水野 和一
11		明智町	三宅 武利
12		串原	安藤 裕子
13		上矢作町	梅本 誠
14	学識経験者 中京学院大学短期大学部		江畑 慎吾
15	事業者	東栄製紙工業(株) 専務取締役	高井 盛人
16		王子マテリア(株) 環境管理室長	吉本 巖
17		(株)パロー恵那店 店長	須貝 和行
18		メガドンキホーテユニー恵那店 店長	一柳 圭作
19		(株)恵那清掃工業 代表取締役	別府 裕二
20	廃棄物 処理業者	ケイナククリーン(株) 代表取締役	近江 則明

事務局

水道環境部長	柘植 克久
水道環境部次長兼環境課長	鈴木 文明
環境課長補佐兼環境係長	山村 建哉
環境課施設係長	瀨瀨 信吾
環境課施設係担当係長	西尾 和孝

地域資源回収拠点の概要



地域による「資源回収拠点」の設置は、資源の市内循環、販売金額の地域還元、雑がみの資源化などが期待でき、

- ・地域の振興、活性化
- ・恵那市全体のゴミ減量 につながります。

地域資源回収拠点の設置状況

中野方町 令和3年7月予定 ←○

飯地町 天空のフルサトステーション
令和3年3月12日



東野 資源回収処 東野デポ
令和3年3月16日



武並町 令和3年7月予定

山岡町 資源回収ヒマリーステーション
令和元年12月1日



岩村町 城下町クリーンステーション
令和2年12月5日



串原 ささゆりニコニコステーション
令和2年7月11日



上矢作町 資源回収ステーションふくちゃん
令和元年11月30日

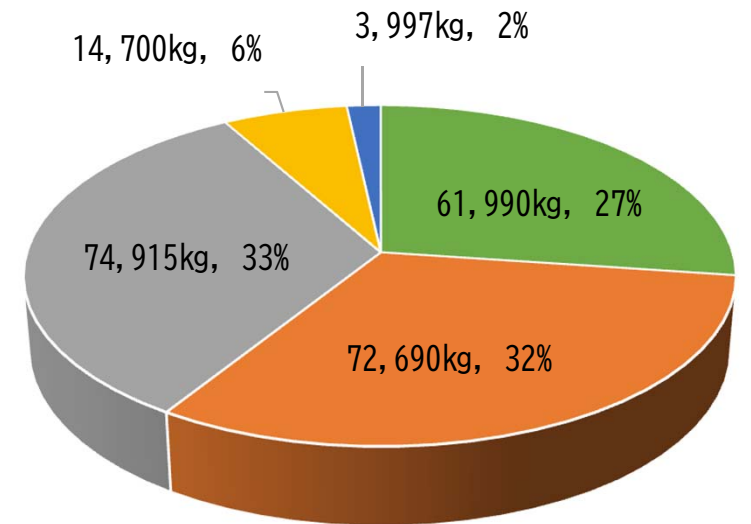


地域資源回収拠点の実績

	元年度	2年度	合計
ダンボール	8,970kg	53,020kg	61,990kg
雑誌	12,170kg	60,520kg	72,690kg
新聞・チラシ	11,330kg	63,585kg	74,915kg
雑がみ	2,640kg	12,060kg	14,700kg
アルミ缶	536kg	3,461kg	3,997kg
回収量計	35,646kg	192,646kg	228,292kg
販売金額	167,240円	721,440円	888,680円
奨励金	140,440円	748,846円	889,286円
合計	307,680円	1,470,286円	1,777,966円

kgあたり単価		ダンボール	雑誌	新聞	雑がみ	アルミ缶
販売額	元年度	4円	4円	4円	4円	50円
	2年度	4円	3円	4円	2円	40円
	3年度	4円	3円	4円	2円	40円
奨励金	元年度	4円	4円	4円	4円	-
	2年度	4円	4円	4円	10円	4円
	3年度	4円	4円	4円	10円	4円

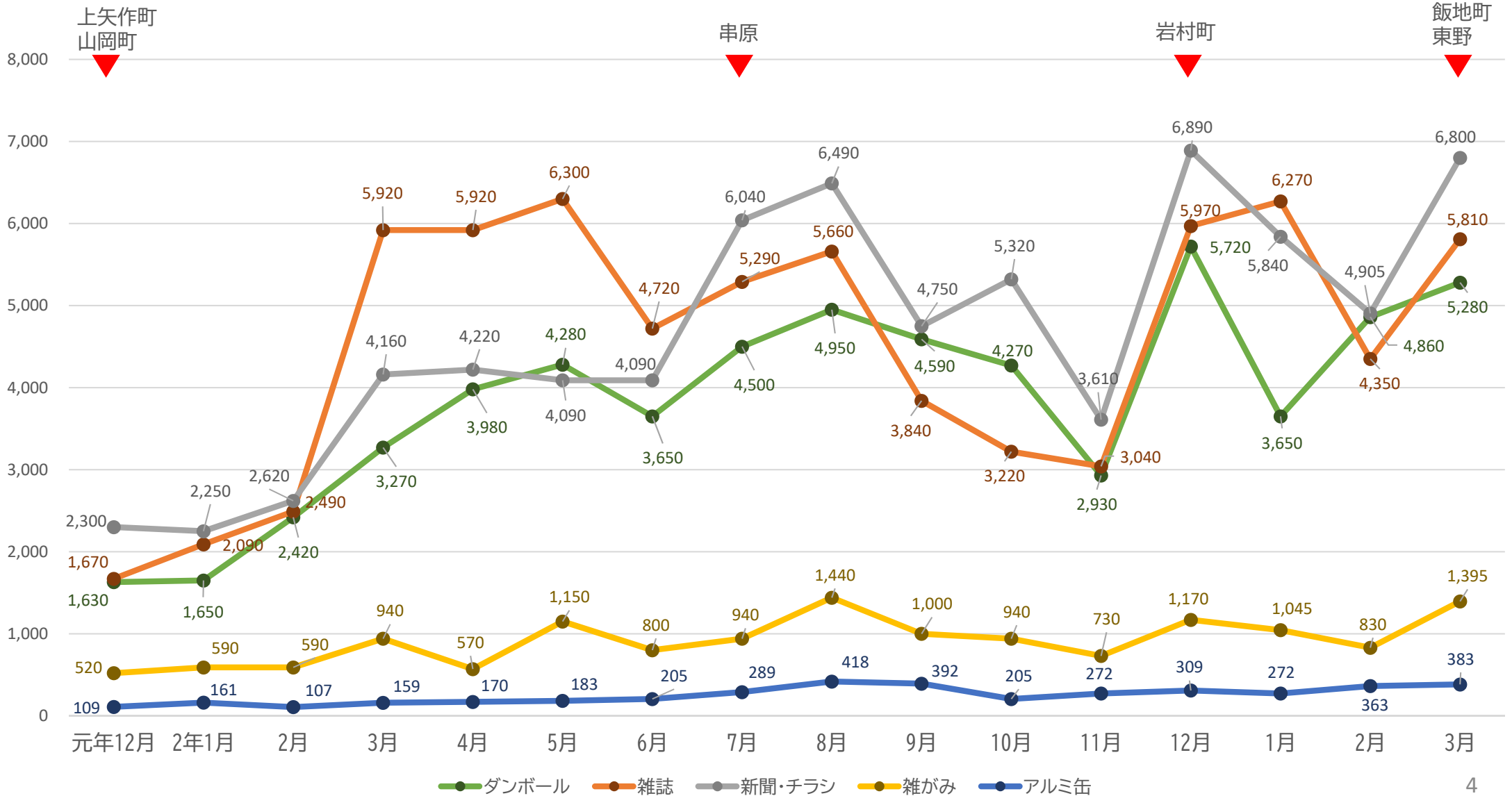
収集した資源の品目構成



■ダンボール ■雑誌 ■新聞・チラシ ■雑がみ ■アルミ缶

地域資源回収拠点の実績

品目別回収量の推移 (kg)



恵那市ふれあいエコプラザ条例の 一部改正について

恵那市廃棄物減量等推進審議会

恵那市ふれあいエコプラザについて

ふれあいエコプラザ ご家庭から出た資源はふれあいエコプラザへ

エコプラザは便利で楽しい3R推進施設。
ワンストップ・リサイクル・リユース施設です！

「ふれあいエコプラザ」は、むだを省き資源を大切に
する循環型社会の形成を目指し、身近な資源の有効活用
や環境問題に関する学習と体験の場を提供しています。



休館日 月曜日及び火曜日

12月29日～翌1月3日

利用時間 午前9時～午後4時

- ・事業系のものは持ち込みできません。
- ・定められた品目以外は持ち込みできません。
- ・場内は一方通行です。徐行してお進みください。

恵那市長島町正家1015-3

TEL 0573-25-1515

恵那市ふれあいエコプラザについて

資源物の回収（以下の30品目を分別回収しています）

	品目	ポイント
古紙・紙類	1 新聞・チラシ 	シュレッダーにかけた紙は、可燃物として出してください。
	2 雑誌・雑がみ 	洗剤の箱・線香の箱など「におい」のついた紙・カーボン紙・防水加工された紙は可燃ごみとして出してください。
	3 段ボール・米袋 	
	4 飲料紙パック 	水洗いし開いて乾燥させたものを持ち込んでください。
衣類	5 古着 	タオルやシャツ、カーテン、毛布も持ち込めます。中身が分かるように透明・半透明の袋に入れて持ち込んでください。ボタン・ファスナーは取らなくても結構です。
	6 羽毛製品 	羽毛製品は、袋に入れる必要はありません。羽まくら・アクションは、持ち込めません。
金属類	7 飲料用アルミ缶 	アルミリサイクルマークがついた飲料缶
	8 飲料用スチール缶 	スチールリサイクルマークがついた飲料缶
	9 金属類 	缶類など一種類の金属でできた製品や部品
電気製品	10 情報家電 	ノートパソコン、携帯電話、スマートフォン、デジカメ、ゲーム機など
	11 電線類 	電源ケーブル、USBケーブル、オーディオケーブルなど
	12 CD付オーディオ 	海外でリユースされます。使用できるもの

リサイクル 資源 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源物

	品目	ポイント	
びん類	13 生きびん 	自治会などのステーションに出す時と同じ要領で持ち込んでください。	
	14 白びん		
	15 茶びん		
	16 その他びん		
プラスチック類	17 ペットボトル 	キャップを外してください。ラベル類はついたまままで結構です。	食品の油や汚れが付着したものや、臭いの強いものは受け取れません。
	18 ペットボトルのキャップ 	シールを取り除いてください。	水洗いするなど清潔な状態で持ち込んでください。値札やシールなどはなるべく取り除いてください。
	19 発泡トレー 発泡スチロール 	紙製のカップ種容器、果物のネットは対象になりません。小さく割らないでください。	
	20 CD・DVD 	対象となるのは、ディスク本体のみです。	
	21 使い捨てコンタクト レンズのケース 	どこのメーカーの製品も回収します。アルミの蓋を除去し、洗浄し乾燥させお持ちください。	コンタクトレンズは受け取れません。
	22 歯ブラシ 	掃除に使ったものも回収します。	天然毛の歯ブラシ、フロス、歯間ブラシなどは受け取れません。
23 キッチンスポンジ 	洗浄し、乾燥させてお持ちください。	食べかすや油の染みついたもの、金属たわし、毛の子たわしなどは受け取れません。	
リユース	24 道具類 	「自立のための道具の会」で修理され、海外や被災地などに送られ、現地の方々の自立支援に活用されます。	
	25 陶磁器 	国内および海外でのリユースですので、次に使われるお客様がいます。清潔にしたものをお持ちください。	
その他	26 自動車用バッテリー 27 インクカートリッジ 28 食用廃油 29 乾電池 30 蛍光灯 	インクカートリッジの回収対象は、次の4社です。エプソン・キャノン・ヒューレット・パッカード・ブラザー	

リサイクル 資源 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源物

資源として回収しますので、汚れた物は受け取れません。中味を水洗いするなど清潔な状態で持ち込んでください。集団資源回収が実施されている地域は、集団資源回収への協力を願います。

指定管理制度での運用の経緯

指定管理期間	指定管理者	選定方法
平成24年度	特定非営利活動法人 市民エコ会議	特定指定管理
平成25年度～平成27年度 3年間	特定非営利活動法人 市民エコ会議	特定指定管理
平成28年度～令和2年度 5年間	特定非営利活動法人 市民エコ会議	公募 (1団体)
令和3年度～令和8年度 5年間	特定非営利活動法人 ふれあいの家	プロポーザル (2団体)

新指定管理者の事業内容 変更点

・障がい者雇用

新指定管理者が障害者就労支援施設運営NPOであるため、回収場従事者は障がい者へ

・24時間屋外回収施設の開設

駐車場内に主要5品目について24時間いつでも持込可能な回収場を設置
(現在は仮設テントにて運営、今後コンテナボックスを市予算にて設置予定)

・フードバンクの開始

企業にて過剰在庫や包装不良などにより商品とならない食品を必要としている団体・個人に提供。3年計画で実施し、本年は計画年度であるが、市子育て支援課にて実施している母子寡婦福祉会を対象としてバロー恵那店と提供を結んでいるフードバンクを会場を移して実施

・リユースショップ→リユース品お譲りコーナー

前管理者ではリユース品を販売する「リユースショップ」を運営
新管理者ではリユース品を少額の募金でお譲りする「リユース品お譲りコーナー」を運営(面積を縮小し、無人化)

・環境フリーマーケットの開催

月1回環境をテーマとしたフリーマーケットを開催

24時間回収可能な屋外回収施設の設置



現行条例について 1

○恵那市ふれあいエコプラザ条例

平成23年12月21日条例第27号

改正

平成26年3月20日条例第16号

恵那市ふれあいエコプラザ条例

(設置)

第1条 廃棄物の減量化及び再資源化の仕組みを整備するとともに、恵那市民の環境問題に関する意識の啓発を図り、もって循環型社会の形成を推進するため、ふれあいエコプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ふれあいエコプラザ	恵那市長島町正家1015番地3

(事業)

第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 恵那市内において排出される資源物（資源として再生利用が可能な古紙、古着、飲料缶、瓶等をいう。）の受入れ、分別、保管及び搬出をすること。
- (2) 廃棄物の減量化及び再資源化の啓発及び推進をすること。
- (3) 環境に関する学習会、研修等の開催をすること。
- (4) その他プラザの目的を達成するために市長が特に必要と認める事業

(管理)

第4条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日)

第5条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

一部改正〔平成26年条例16号〕

現行条例について 2

(利用時間)

第6条 プラザの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成26年条例16号〕

(利用の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの利用を拒み、又は退所させることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) プラザの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 利用者が、この条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(5) 災害その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(6) 公益上必要があると認められるとき。

(7) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により利用を拒み、又は退所させた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

現行条例について 3

第8条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、利用者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他プラザの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第10条 指定管理者がプラザの管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内とする。

2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

改正条例案について

新	旧
<p>第1条、第2条 (略)</p> <p><u>(施設)</u></p> <p><u>第2条の2 プラザに次の施設を置く。</u></p> <p><u>(1) 屋内施設</u></p> <p><u>(2) 屋外回収施設</u></p>	<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>第3条、第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p>	<p>第3条、第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p>
<p>第5条 <u>プラザの休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 屋内施設 日曜日及び月曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの日</u></p> <p><u>(2) 屋外回収施設 年中無休</u></p>	<p>第5条 <u>プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 月曜日及び火曜日</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。</u></p>	<p>2 <u>指定管理者は、</u>特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。</p>
<p>第6条以降 (略)</p>	<p>第6条以降 (略)</p>

条例改正の理由

・24時間回収可能な屋外回収場の設置により条例中の施設設定、運営日、運営時間等の変更が必要。

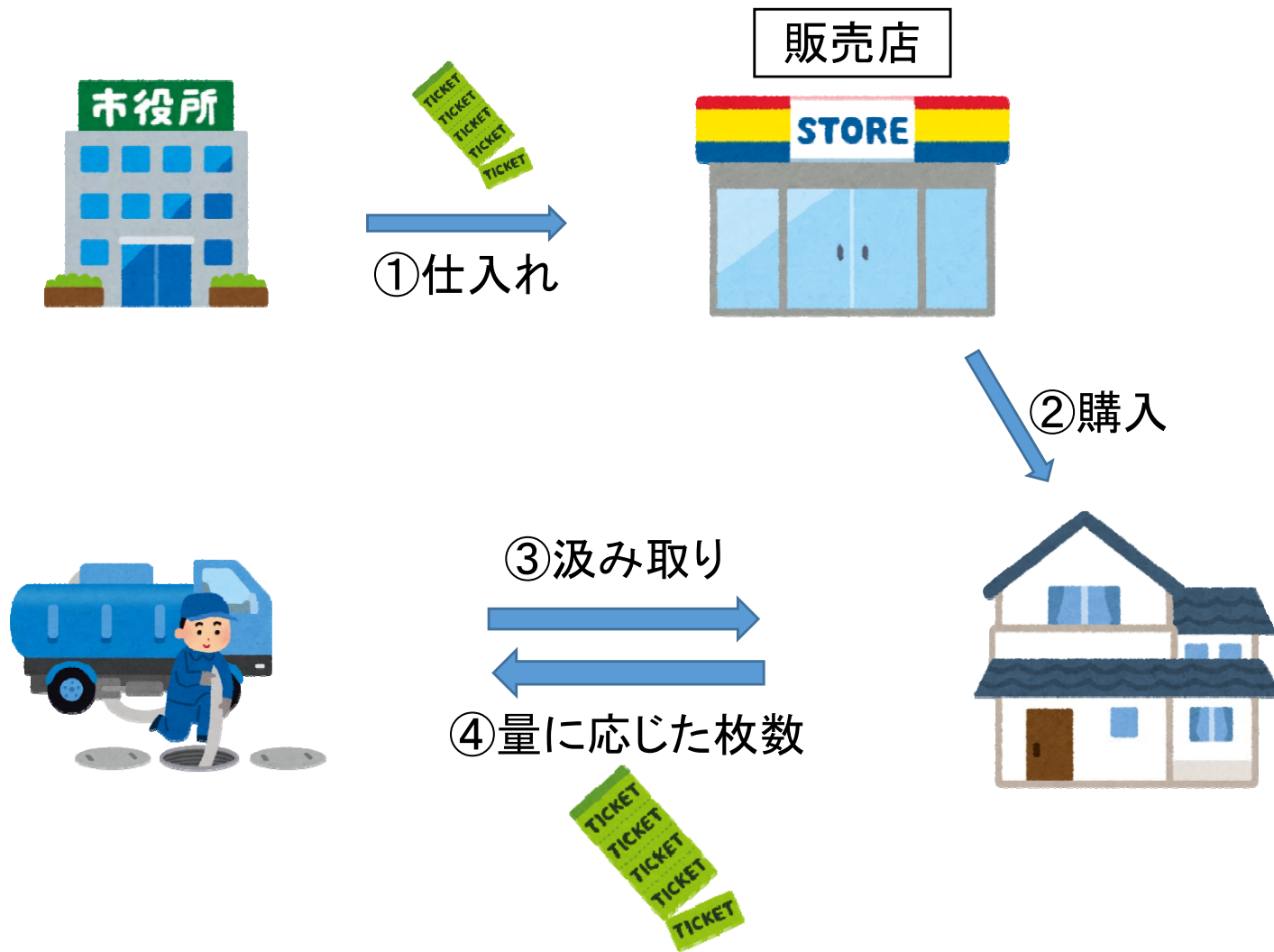
・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の分散を考え、場外回収場を設置したことによる来場者の三密の回避、さらに屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより日曜日の来場者を分散させ密集・密接を避け、来場者に安心な施設運営を行う。

・平成25年より施行されている障がい者優先調達推進法基本方針では、物品や役務の提供に障害者支援施設に配慮した納期を設定するよう努めることとされている。障がい者雇用において、屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより労働環境を整えていく配慮を行う。

し尿処理手数料の 口座振替について

恵那市廃棄物減量等推進審議会

し尿処理手数料の徴収の流れ



し尿処理手数料口座振替の要望

別居する高齢者の親のために、**口座振替にできないか**

- ・券の購入に対する手間がある
- ・汲取時に券を手渡しするために待機する必要がある



現状把握のためのアンケートの実施(令和元年10月実施)

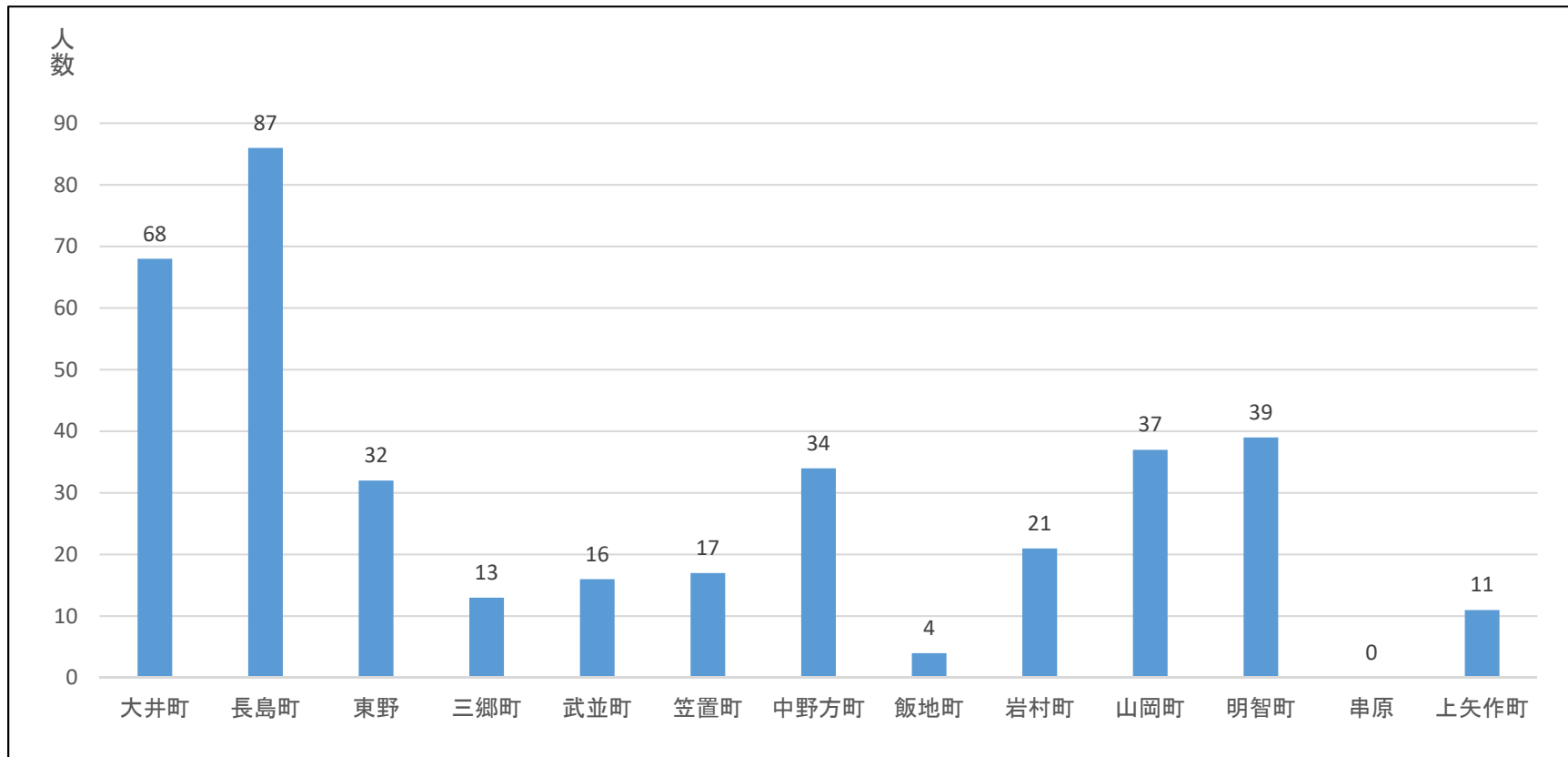
依頼:625世帯
回収:379世帯
回収率:60.5%

設問

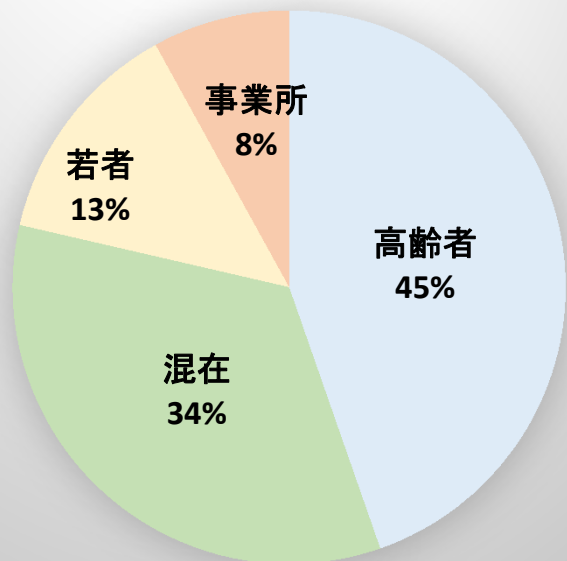
- ①住んでいる地域について
- ②世帯構成または事業所の別について
- ③購入場所までの距離について
- ④購入の手間について
- ⑤口座振替の実施について

アンケートの結果

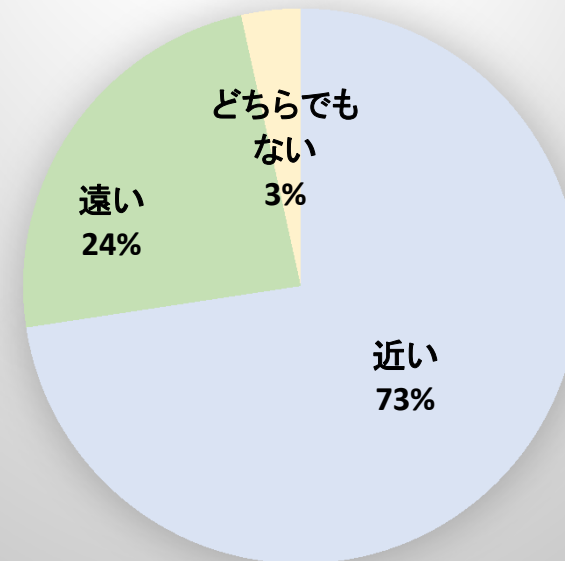
①住んでいる地域について



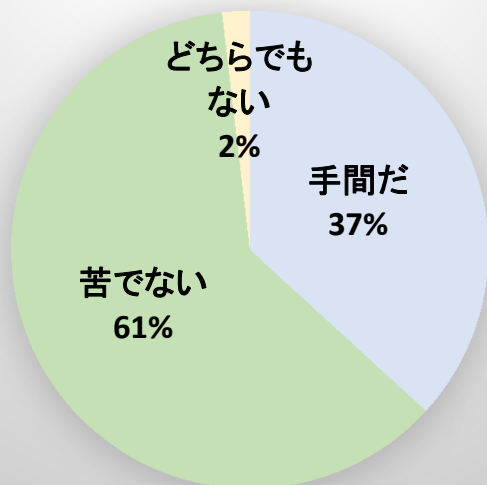
②世帯構成または事業所の別について



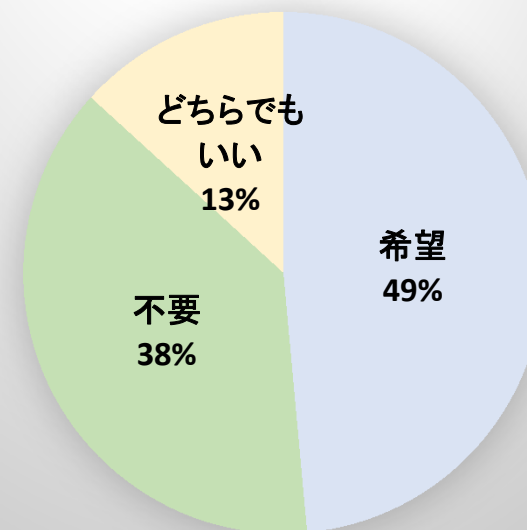
③購入場所までの距離について



④購入の手間について



⑤口座振替の実施について



し尿汲取券販売店舗の現状

	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	合計
汲取世帯数	405	289	153	278	406	180	245	98	92	461	315	4	165	3,091
販売店舗数	5	7	1	2	2	2	1	1	5	5	8	1	5	45

※令和2年4月1日時点。

- ・販売店舗数は過去5年間で、徐々に**減少**している。(54⇒45店舗)
- ・販売店の減少により、地域格差が生じている。

アンケート結果による結果及び考察

結果

- ・し尿汲取券の購入店が近くにあるため苦でないと感じている。
- ・汲取回数が年間2～3回と回数が少ないため購入を手間と感じていない。
- ・若者世帯が口座振替を希望される割合が多い。

考察

- ・し尿汲取券の取扱い店が減少していく中で、今は手間と感じていないと回答した方も、今後、購入しづらい状況が想定される。

し尿汲取手数料支払方法の選択

・し尿汲取券

し尿汲取券については、今後も使用できるものとします

※販売終了時期は、販売状況及び市民の意向により検討を行います。

・口座振替による支払（追加）

指定された口座から収集量に応じた金額の振替を行います。

※10月し尿汲取分から翌月に振替を行う

・納付書による支払（追加）

し尿汲取券の購入が手間で、口座振替を希望されない方

※10月し尿汲取分から、汲取った量に応じた納付書を翌月に送付する。

※振興事務所・金融機関に加えコンビニでも納付ができるようにします。

口座振替のスケジュール(案)

令和3年5月1日

令和3年9月1日

令和3年11月1日

令和4年1月1日

令和4年2月1日

【周知】

【し尿汲取券の利用】

【し尿汲取券の販売】

【口座登録推進キャンペーン】

【口座振替】10月汲取り分から翌月に振替
【納付書】10月汲取り分から翌月に送付

制度改正の理由

- ・し尿汲取世帯の高齢化に伴い、し尿汲取券販売店の減少により、し尿汲取券の購入が困難になることが想定されるため、し尿汲取券での手数料納付方法に口座振替及び納付書納付を追加することにより利便性及びサービスの向上を図る
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、汲取券(対面納付)から口座振替又は納付書納付(非対面納付)に変更することにより感染防止を行う